

令和3年4月28日開催の企画研修『ケアマネジャーとして知っておきたい2021年度介護報酬改定のポイント整理 データ提出との関連性を探る-Q&A などからの解説-』で行いましたWEBアンケートにてご質問をいただきましたので回答いたします。

*質問部分については一部抜粋して掲載しております。

Q1.

コロナ禍での介護報酬の改正となり、LIFEについて、介護支援専門員の役割が直接的にみえにくい状況と感じております。通所系との情報共有の具体的な部分を教えていただけましたら幸いです。

A1. (回答)

厚生労働省が介護報酬改定に関する通知等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html?fbclid=IwAR2ztm2EP0Ttb1nSj_0ODgkBw3gedLl-NDulHOI5k8-KmKrrWFh8QmNGW-A

にて要素ごとの計画書等の雛形がアップされていますので、一般的にはこれらに掲げられている項目毎の内容が該当します。この他、実際のケアマネジメントの場では、ケースごとに固有の特徴的な課題が存在すると思われるので、これら計画書等の項目とは別に共有を図る工夫も必要でしょう。

Q2.

元気な家族が同居していれば問題ないですが、利用者が署名などできない場合はどうしたらよいのでしょうか。

A2. (回答)

介護保険制度ではその施行時より利用者の権利擁護の観点から、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）によって、代理人ありきで、ご本人に同意（その証明である署名）が困難な場合、正当な代理人がこれを行うものと承知します。様々な場面での捺印廃止についてもこの基本は変わりませんので、まずは代理人に署名を求める必要はあると思います。また、署名できない理由（状況だけでなく署名できないとした判断根拠とともに）経過記録に残すことは必須ですが、署名出来なかった理由（署名できない）の正当性は「利用者が署名できない場合」の状況と、その書類の重要性の関係によっても違ってくると思います。

Q3.

サービス割合を利用者さんに説明し、了解を得て、署名を頂いておりますが、割合の1位から3位を説明させていただきますが、書面で示す事業所が人気投票のように受けとられてしまいます。もちろん、利用者の選択制もあり、複数の事業所を提示しますが、口頭での説明が非常に大事に感じます。サービス割合を利用者に説明することの趣旨がよく分かりません。

A3. (回答)

このプロセス導入の趣旨は居宅介護支援事業所の公正中立の証明に尽きますが、説明の仕方によってはご指摘のような受け取り方が生ずる恐れも理解できます。単に1位から3位を提示するのではなく、それ以外にも紹介事業所があることや、割合が高い事業所が選ばれている理由なども説明する等、制度の趣旨をきちんと伝える工夫も今後は求められるでしょう。

Q4.

受診同行は利用者さんの家から同行しなければいけないのですか。

A4. (回答)

通院時情報連携加算は受診に「同席」し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを評価するものですから、自宅からの同行とは無関係です。くれぐれもですが、当該加算は「同行（≡移送）」を評価するものではありません。

Q5.

居宅介護支援において、新型コロナウイルス感染症対応の令和3年9月末までの基本報酬に0.1%の上乗せについて、どのようなご利用者への説明が必要でしょうか。重要事項説明書の別紙として料金表にして同意をいただく必要がありますか。

A5. (回答)

使用されている重要事項説明書によって違います。例えば基本単価を〇〇単位（〇〇円）のような具体的記述がされているものならば別途記載の必要がありますし、介護報酬の定めに準じる的な記載であればその記載に包摂されているという理解が可能と思います。保険者によってはこれらの記述を含めた指導を行っているところもありますので、指定権者に必ず確認してください。

Q6.

前6ヶ月間の通所介護等のパーセンテージと事業所名3位までの利用者への説明で、既契約者への説明と同意はケアプラン更新時期で良いとなっているが、更新時期1回だけの説明で良いのか。半年ごとに1回しないといけないのか。

A6. (回答)

この説明は利用者がサービス事業所を選択する際での居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）の公正・中立を担保する性質ですので、ケアプラン内容に変更がない場合、更新時期1回だけの説明で良いでしょう。集計時期を半年ごとで指定しているのは、事業所の都合が良い時期を切った集計が出来ないようにとの配慮であって、説明の期間とは無関係と解釈しています。ただ、ケアプランの変更等で、事業所の追加や変更によって新たに事業所を選択する必要が出てきた場合、すでに説明済みの利用者であっても、最新の情報を説明する必要が生じます。

Q7.

運営規程の変更について、どの様にいれたらいいか分からない。利用している事業所の説明時期について、短期目標が終わった時と言っていたニュースがあったが、どの時期が適切なのか。

A7. (回答)

運営規程については変更があれば指定権者（居宅介護支援事業所の場合は市町村）に届ける必要があります。届け出の時期については変更の内容によって指定権者が定めていますのでそちらに従ってください。

利用している事業所の説明時期について・・・については A6. (回答) をご参照ください。

Q8.

退院・退所時カンファレンス加算について・・・カンファレンに参加した場合「利用者又は、家族に提供した文書・・・」とありますが、カンファレンス時の会議録を利用者等へ提供しなくてはならないのですか。

A8. (回答)

提供しなくてはならないという決まりはありません。

Q9.

訪問介護における等乗降介助の見直しについてもっと深掘りしてお聞きしたいです。利用者の経済的負担の軽減といっても漠然としており、どのような条件が該当しますか。

A9. (回答)

例えば居宅と A,B 二箇所の目的地を行き来する場合、これまでは居宅を起点・終点とするために居宅→A→居宅→B→居宅のように一旦居宅に戻らなければならなかったものが、居宅→A→B→居宅のように居宅に戻らなくても複数の目的地を経由する行程が認められたことで、全行程が短縮できることになり運賃の軽減が期待できます。

Q10.

今回、軽度者への給付制限や居宅介護支援費の自己負担が触れられなかったのはなぜでしょうか。

A10. (回答)

決定的な理由は提示されていませんが、継続審議の対象となっていることはこれまで通りと承知しています。